

○木津町区長設置条例

昭和35年3月28日
条例第1号

改正 昭和35年3月28日条例第4号
昭和37年3月26日条例第3号
昭和45年4月9日条例第4号
昭和47年12月25日条例第19号
昭和49年12月27日条例第29号
昭和55年3月31日条例第1号
昭和62年3月31日条例第5号
平成4年3月27日条例第4号
平成8年4月8日条例第2号
平成14年7月5日条例第18号

昭和36年3月30日条例第5号
昭和43年1月31日条例第2号
昭和46年12月20日条例第24号
昭和49年3月18日条例第3号
昭和52年4月5日条例第4号
昭和59年7月20日条例第20号
昭和63年7月8日条例第15号
平成6年4月20日条例第1号
平成10年3月23日条例第8号

(区の設置等)

第1条 町行政の円滑な運用並びに町民の利便を図るため、別表のとおり区を定め、それぞれの区に区長及び副区長各1名を置く。

(区長の取扱事項)

第2条 区長において取り扱う事項は次のとおりとする。

- (1) 諸通知の伝達及び資料の収集に関すること。
- (2) 町政の普及徹底に関すること。
- (3) 町民の要望の実現に関すること。
- (4) 町長の委嘱を受けて町の施設を管理すること。
- (5) その他行政上町長が特に必要と認めること。

(区長、副区長の任期)

第3条 区長、副区長の任期は原則として2年とする。ただし、再選を妨げない。

(区長、副区長の選任)

第4条 区長、副区長は、関係区域内より推薦し、町長これを選任する。

2 副区長は区長を補佐し、区長事故あるときの職務を代理する。

(区長、副区長手当)

第5条 区長、副区長は次に定める手当を支給する。

区長 年額 230,000円

副区長 〃 105,000円

(兼職禁止)

第6条 区長、副区長は町議会議員を兼ねることができない。

附 則

- 1 この条例は、昭和35年4月1日より施行する。
- 2 昭和31年5月17日公布、木津町区長設置条例は廃止する。
- 3 この条例施行の際現任する区長、副区長は、この条例により選任されたるものと見なす。

附 則 (昭和37年3月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年1月31日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年4月9日条例第4号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年12月20日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年分として支給する手当から適用する。

附 則 (昭和47年12月25日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、第5条の改正については、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年3月18日条例第3号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年12月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年度分として支給する手当から適用する。

附 則 (昭和52年4月5日条例第4号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月31日条例第1号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年7月20日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62年3月31日条例第5号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年7月8日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年3月27日条例第4号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月20日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月8日条例第2号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日条例第8号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月5日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

別表（第1条関係）

区	関係区域
木津町区	小寺町、三丁目、四丁目、五丁目、西町、三樹町、川原町、フジ荘園、幸町、みどり町、福井マンション、コーポ西口の区域
木津区	峠町、灯籠寺町、上津町、北畑町、南畑町、片山町、第1向陽台、第2向陽台、橋本町、社町、城戸町、小倉電器の区域
本町西区	中ノ島町、第2中ノ島町、北一丁目、一丁目、二丁目、旭友会、北川端町、南川端町、小川町、土井マンションの区域
本町東区	恵美須1丁目、恵美須2丁目、恵美須3丁目、恵美須4丁目、重衡団地第1、重衡団地第2、殿城町、江戸町、泉町、北大路町、南大路町、川原田町、南清水町、駅前団地、警察官舎、ロートスの区域
下川原区	下川原町、泉川団地、千代田荘園、南後背荘苑の区域
宮ノ裏区	サンプラザ、三晃苑、トキワ町、宮ノ東町、宮ノ裏町、宮ノ裏荘園、ハイツ平成の区域
鹿背山区	鹿背山一円
市坂区	市坂一円
梅谷区	梅谷一円
曾根山区	曾根山一円
大里区	大里一円
北之庄区	北之庄一円
東吐師区	東吐師一円
西吐師区	西吐師一円
兜台	兜台一円
相楽台	相楽台一円
東木津川台	木津川台1丁目、2丁目、3丁目の区域